

# 税務相談室

## 青色申告特別控除

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**青色申告特別控除制度についてご説明下さい。なお、租税特別措置法第26条を適用した場合の同控除の取り扱いについてもお願いします。

**お答え：**青色申告特別控除は、所得税の確定申告の際、取引の記録方式の違いにより10万円から最高65万円までの金額を所得金額から控除できる制度です。以下に簡単に内容を述べます。

### I 65万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けている納税者で、不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む人が、その事業につき一定の帳簿書類を備え付け（所得税法施行規則第56条）て、不動産所得の金額または事業所得の金額に係る一切の取引内容を詳細に記録している場合には、これらの所得金額から次の金額のうちいずれか低い金額を『青色申告特別控除』として控除することができます（租特法第25条の2④、⑤、同法規則9の4）。

(1) 65万円

(2) 不動産所得または事業所得の金額の合計額

この特別控除は、不動産所得の金額、次いで事業所得の金額からと順次控除するものとされており、そして、この控除の適用を受けようとする人は、確定申告書に、

(1) 適用条文等の記載

(2) 明細書の添付

(3) 控除金額

を記載し、申告書の提出期限までに申告書を提

出した場合に限り適用されることになっておりません（租特法第25条の2⑤）。

### II 10万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けている納税者で、簡易方式（所得税法施行規則第56条1項ただし書）または現金主義により取引の記録を行っている人については、その承認を受けている年分の不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額から次の金額のうち、いずれか低い金額を青色申告特別控除として控除することができます（租特法第25条の2①）。

(1) 10万円

(2) 不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額から順次控除するものとされています（租特法第25条の2②）。

なお、この特別控除は、その年分の所得税について上記Iの65万円の特別控除の適用を受けなかった青色申告者について適用されることとなっています（租特法第25条の2①）。

よって、なんらかの事情によって65万円の特別控除を適用していた人が、65万円の適用条件を満たさないことになったとしても、10万円の控除は受けることができます。

### III 租税特別措置法第26条適用者の場合

医業または歯科医業を営む納税者は、その人の選択により各年に受ける社会保険診療について、その収入金額に応じて必要経費率を適用して所得金額を計算する方法が認められています（租税特別措置法第26条）。

しかしながら、青色申告特別控除については、租特法第26条によった所得については認められておりません（租特法第25条の2第1項カッコ書）。いわゆる自由診療報酬および雑収入にかかる所得の部分だけが計算の基礎とされていますのでご注意願います。

### IV 一定の帳簿書類（所法規則第56条）

上記Iの一定の帳簿書類の備え付けとは、事業所得または不動産所得を生ずべき『事業』を営む者のうち事業所得または不動産所得に係る取引を、いわゆる正規の簿記の原則に従い記録している場合をいいます。